

秋田市議会ペーパーレス会議システム仕様書

1 件名

秋田市議会ペーパーレス会議システム

2 目的

タブレット端末等においてクラウドストレージサービスを利用して、電子データによる議会関連資料等（以下「文書ファイル」という。）の閲覧および閲覧によるペーパーレス会議の実現を目的とする。

3 利用期間

秋田市議会ペーパーレス会議システム（以下「システム」という。）の利用期間は、システムの契約締結日の翌日から平成31年3月31日までとする。

4 基本要件

- (1) クラウド型のサービスであること。
- (2) i O S、A n d r o i dおよびW i n d o w sの各O Sに対応していること。
- (3) クライアントユーザーとして57アカウント以上が登録でき、そのすべてが同時にクラウドサーバーに接続しても支障なく文書ファイルを閲覧し、会議が行えること。また、将来的にアカウントを追加する場合にも対応できること。
- (4) クラウドサーバーに保存できるデータ容量は、最低でも10G Bを有すること。また、将来的にクラウドサーバーに保存できるデータ容量を追加する場合にも対応できること。
- (5) P D F形式の文書ファイルが登録できること。
- (6) 文書ファイルおよびフォルダは移動、削除および追加が容易にできるとともに、フォルダは階層化できること。
- (7) 年間を通じて、常時システムの利用が可能であること（事前協議によるメンテナンス等の停止期間は除くものとする。）。

5 文書ファイルの登録等

- (1) システムの管理者は、PCからドラッグアンドドロップ等の簡易な操作で登録および削除ができること。
- (2) 文書ファイルおよびフォルダは、簡単に整理、分類ができること。
また、登録後もフォルダの構成を変更することができること。
- (3) 文書ファイルとフォルダの閲覧権限について、ユーザーおよび指定するグループごとに個別に設定できること。
- (4) 閲覧制限は日付設定が可能であること。

6 文書ファイルの閲覧および検索

- (1) 1,000ページ、100MB程度の文書ファイルでも会議に支障なく閲覧できること。
- (2) 閲覧画面はシンプルで使いやすいものであること。
- (3) 拡大縮小表示が自在なものであること。
- (4) 2ページごとの見開き表示ができること。
- (5) 文書ファイルに、電子ペンによる手書きメモの書き込みならびに画像およびテキストの貼り付けができ、IDごとに保存できること。
- (6) 任意の文書ファイルおよび任意のページに素早く移動できること。
- (7) サムネイルによるページの一覧表示ができること。また、サムネイルを利用してページ移動ができること。
- (8) あらかじめ設定した会議参加ユーザーに対し、見せたい文書ファイルのページを画面上に表示できること。
- (9) 個別の文書ファイルを対象に全文検索ができること。

7 管理者等の権限

- (1) ユーザーごとにIDおよびパスワードを設定・変更できること。
- (2) ユーザーごとにシステムへの各種アクセス権限を設定できること。
- (3) ユーザーを複数のグループに登録できること。
- (4) 会議参加ユーザーを設定できること。

8 セキュリティ対策

- (1) 文書ファイルがインターネット上等に流出することがないように、クラウドサーバーへの不正アクセスや情報漏えい、ウイルス感染などに対するセキュリティ対策が講じられていること。
- (2) 通信内容は、SSL等により暗号化されていること。
- (3) アクセスログの確認および取得ができること。
- (4) システム（クラウド）データセンターは十分なセキュリティ対策が講じられていること。

9 操作研修

システムの導入後、6月定例会からの使用にあわせて、次に掲げる管理者およびユーザーを対象とした操作研修について、本市が用意する会議室等を会場に講師を派遣し、実施すること。また、操作研修後の問い合わせに適宜対応すること。

(1) 管理者研修

対象者 約20名（議会事務局職員）

実施時期 4月下旬まで

(2) ユーザー研修

対象者 約57名（議員および議会事務局職員）

実施時期 5月下旬まで

10 マニュアルの作成

管理者およびユーザーを対象としたマニュアルをそれぞれ作成すること。また、マニュアルの内容は理解しやすいものであること。

11 その他

- (1) システムの円滑な運用のため、サポート体制が確立されていること。
- (2) 災害時等のデータ喪失を防ぐため、定期的にバックアップを実施すること。また、サーバーに障害が発生した場合でも迅速に復旧する体制を整えていること。
- (3) 本市が別に契約する秋田市タブレット端末機器導入及び通信サービ

ス利用業務の受託者と初期設定について十分協議すること。

- (4) 仕様書に定めのない事項、又はシステムの利用に当たり疑義が生じた場合は、本市議会事務局と協議の上、決定するものとする。